

第2日 2015年3月29日(日)

8:30～ 受付

9:10～12:00 個人研究報告(報告35分、質問15分)

第1会場

8号館2階821教室

- 9:10～10:00 国際関係研究における「二つの英国学派」とヒューム哲学
岸野浩一(関西学院大学)
司会:木村俊道(九州大学)
- 10:10～11:00 ヒュームの関係理論再考——関係の印象は可能か
豊川祥隆(京都大学・院)
司会:一ノ瀬正樹(東京大学)
- 11:10～12:00 ヒュームと道徳的信念——認知主義的解釈の確立に向けて
吉岡悠平(東京大学・院)
司会:成田和信(慶應義塾大学)

第2会場

8号館2階822教室

- 9:10～10:00 ジョン・ヒックと新ウィトゲンシュタイン派の哲学者たち——信頼性主義と实在論
橋田直樹(ノッティンガム大学・院)
司会:伊勢俊彦(立命館大学)
- 10:10～11:00 古来の国制と征服の文明史——バーク『イングランド史略』と歴史叙述の系譜
佐藤空(東京大学)
司会:岩井淳(静岡大学)
- 11:10～12:00 ロックとバークリ——impulse principleの評価をめぐって
青木滋之(会津大学)
司会:中才敏郎(大阪市立大学名誉教授)

第3会場

8号館2階823教室

- 10:10～11:00 アンドルー・カーネギーと環大西洋における「アングロ・サクソン」統合のヴィジョン
井上弘貴(神戸大学)
司会:山岡龍一(放送大学)
- 11:10～12:00 19世紀末イギリスの進化社会理論における〈機会の平等〉概念の展開
——ベンジャミン・キッドの社会進化論とA・R・ウォレスの社会主義における位置づけ
藤田祐(釧路公立大学)
司会:深貝保則(横浜国立大学)

12:00～13:00 昼食・休憩

13:00～17:00 シンポジウム II 8号館1階 813教室

20世紀イギリス倫理学の再評価——直観・情動・言語をめぐって

司会：奥田太郎（南山大学）、久米暁（関西学院大学）

13:00～13:10 発題 司会：奥田太郎（南山大学）

13:10～13:40 第1報告 G. E. ムアの倫理学における分析的方法とメタ倫理学
寺中平治（聖心女子大学名誉教授）

13:40～14:10 第2報告 A. J. エアと20世紀後半の倫理学の展開
——『言語・真理・論理』から『自由と道徳』へ
岡本慎平（広島大学・院）

14:10～14:40 第3報告 普遍的指令主義の帰趨とその意義
——R. M. ヘアと20世紀イギリスのメタ倫理学
佐藤岳詩（熊本大学）

14:40～15:00 ティー・ブレイク

15:00～16:50 質疑応答

16:50～17:00 総括 司会：久米暁（関西学院大学）

17:00～ 閉会挨拶 会長・坂本達哉

受付	8号館1階エントランスホール
会員控室	8号館1階 811教室

ホッブズとセルデン —古代ユダヤの歴史と道德哲学—

梅田百合香(桃山学院大学)

近代のイギリス道德哲学(Moral Philosophy)を考えると、トマス・ホッブズ(1588-1679)の人間本性論や道德論は、同時代の思想家に大きなインパクトを与え、その後の道德哲学における活発な論争のきっかけとなったとしばしばみなされる。その場合、ホッブズの議論の特徴とされるのは、「個人主義」的で「利己主義」的な人間観や「主意主義」的道德観であり、それは、社会的で利他主義的な人間本性論を主張する立場やケンブリッジ・プラトニストのような主知主義的道德観をもつ人々から猛烈な非難を引き起こすことになった。

ホッブズの人間観や道德論がどのようなものであるのかについては、研究史上様々な解釈があるが、彼の道德哲学の核心部分が自然法に従う義務という道德的義務の議論にあることは間違いないであろう。そして、法一般(すなわち国法)に従う義務という彼の政治哲学的議論もここから導き出されていく。ホッブズは法を主権者の命令と捉え、またこの論理の派生として自然法を神の命令と捉える。この法を支配者の命令と捉える考え方は、ホッブズの友人でもあるジョン・セルデン(1584-1654)と共通する。

セルデンは、法学者で議會議員であり、かつ当時イングランド最大のヘブライ学者として知られていた。セルデンはユダヤ人ではなかったが、同時代の知識人からときに「ラビ・セルデン」と呼ばれるほど、古代ユダヤの歴史、制度、法、実践に精通し、彼が亡くなるまで、イングランドにおける最も卓越したヘブライ学者として他を圧倒していた。セルデンのヘブライ研究は、ミルトン、グロティウス、ハリントンの諸著作のなかで陰に陽に利用されており、ロックやヴィーコにも影響を与えていると言われている。したがって、ホッブズもセルデンから何らかの影響を受けている可能性はあるといえる。

セルデンは、支配者の命令(人定法であれば主権者、自然法であれば神)に従う義務を支配者による処罰に対する恐怖によって構成している。彼の法理論の特徴は、人定法であれ神法であれ、歴史的な実定法であることを強調する点である。セルデンは、自然法が生まれながら人間の心に植え込まれた神の命令だとは考えない。彼は、古代ユダヤ研究に基づき自然法の歴史性を主張し、自然法の重要な諸原理はヘブライ人が「ノアとノアの子孫の法」と呼ぶものに一致し、それは神が特定の時代に制定した実定的な命令を起源とすると解釈する。そしてこの「ノアとノアの子孫の法」を起源とする全人類に命じられた自然法は、特定の国家ではその国の国法によって補完されてきたのであり、イングランドの場合は、コモン・ローが限定された自然法としてその役割を担ってきたと主張するのである。

R・タックは、自然法においても国法においても、実定法を強調する点で、ホッブズはセルデンの影響を受けていると論じている。たしかにホッブズは、古代ユダヤの歴史や旧約聖書で描かれている世界を比喩的なものとせず、地上に存在した歴史的な現実として理解しようとした。しかし、コモン・ローに重きを置く考え方は、主権者の至上性を主張する論理から、明らかに否定される。

そこで本報告では、エラストゥス主義的側面や古代ユダヤの歴史の史実性を強調する点で共通するホッブズとセルデンを、自然法に従う義務という観点から比較考察し、その異同を整理するなかで、彼らの道德的義務に関する見解がのちの道德哲学の議論にどのような道筋をつけることになっていったのかを考えてみることにしたい。

スコットランド道德哲学の方法論的遺産

—デューガルド・スチュアートの経済学方法論—

只腰親和(中央大学)

本シンポジウムの狙いは、イギリスの近代以降の学問史上で無視できない存在感を有する moral philosophy (以下、「道德哲学」という表現を用いる)の歴史的展開に光をあてることにあり、私は理解している。そういう全体の枠組みのなかで私に与えられた課題は、スコットランド啓蒙期の道德哲学の特色をなんらかのかたちで明らかにすることにある。本報告ではスコットランド啓蒙のいわば最後の旗手ともいべきエチンバラ大学道德哲学教授デューガルド・スチュアートを取り上げるが、今回のシンポジウムで私がスコットランド啓蒙のうちで時に「最も影の薄い人物」(ヘーゲル)といわれるスチュアートを主題にする理由は以下のようなものである。

今回、設定されたシンポジウムのテーマは本学会の歴史上げっして新奇なものではなく、過去のシンポジウムにおいてもこれと類似のテーマが取り上げられたことが複数回ある(例えば1984年第8回大会での「イギリス道德哲学の主題と構造」、1997年第21回大会での「モラル・サイエンスの形成と展開」)。そしてその際に対象とされたスコットランド啓蒙期の道德哲学者は、ハチスン、ヒューム、スミスであった。そのような従来の経緯に鑑みて、できるだけ新たな素材を分析対象にしようというのがスコットランド啓蒙の殿将スチュアートを選んだひとつの理由である。だが付言するまでもなく、そのような消極的動機のみから報告の主題を選択したわけではない。

報告では、私の従来の問題関心である経済学方法論に的を絞ってスチュアートを考察する。方法論の観点からとくに彼が興味深いのは、大学の道德哲学の教授であり同時にイギリスの講壇でさいしょに「経済学」と名をつく講義をしたと言われるスチュアートにおいて、伝統的な学問としての道德哲学の内在的省察から新興のディスプリンとしての経済学の方法が紡ぎだされてくるありのままの様態が身をもって体现されていると思われるからである。スチュアートの道德哲学講義は、その『道德哲学概説』(1793)で述べられているように、「人間の知的能力」(認識論)、「人間の能動的・道德的能力」(道德論)、「政治体の成員としての人間」(政治・経済論)、それぞれの考察という三つの部分から構成されている。このうち最初の部分が『人間精神の哲学綱要』(1792、1814、1827)という書物として著わされ、ここで論じられる「精神の哲学」が全体系の礎石になっていると考えられる。

諸科学の総体に関して、個別科学の分化ではなく相互の関連に力点をおく見方が道德哲学者としてのスチュアートの大きな特徴であるが、それら諸科学をいわば統括する位置にあるのが精神の哲学である。精神の哲学の一環として論じられる科学の方法に於いてスチュアートは、ベーコン、ニュートンを範として仮説に対比される事実、経験を重視する帰納法の立場に基本的に立っている。しかしすでにニュートンの時代から1世紀以上の時間が経過し、ニュートン学の本拠である物理学や天文学以外のディスプリンへ「科学的な」関心が拡がり、それに伴って方法の問題も複雑化してきた。そうした新興の近代科学の事例としてスチュアートは、医学と経済学を取り上げている。双方とも「経験」に基づいた研究あるいは実践が行われているが、それぞれの個別分野の事情からたんじゅんに経験に依拠するだけでは解決しない問題が生じ、経験についての再考が要請される。つまりスチュアートにあっては、時代の進行による諸科学の進展があらたに生み出す方法論上の問題の考察を、精神の哲学という道德哲学の礎石である包括的な学問領域が担当するという構図になっている。新興の科学としての経済学の方法に、伝統的な学問としての道德哲学の継承者スチュアートが論じ及ぶ必然性がここに存している。

19世紀におけるモラル・フィロソフィーの「組織化」

川名雄一郎(京都大学)

M. Daunton ed. *The Organisation of Knowledge in Victorian Britain*, Oxford University Press, 2005 をはじめとする研究によって明らかにされてきたように、19世紀イギリスは現在の私たちにとっても馴染み深い学問区分が現れ、個々の学問分野の個別的発展が始まる時期であった。19世紀イギリスの知的文化を特徴づける流れのひとつである、この「知の組織化」の視点から、19世紀イギリスにおけるモラル・フィロソフィーの展開について考えるのが本報告の目的であり、モラル・フィロソフィーと呼ばれてきた学問領域が、この知的潮流のなかでどのような変容をこうむり、どのような学問として理解されるようになっていったかを、報告者がこれまで主要な研究対象をとってきた古典的功利主義者の議論を中心的に取り上げながら、検討する。この際には、18世紀にスコットランドで展開されたモラル・フィロソフィーという広範な知的体系が19世紀のイングランドにおいてどのように継承され変化していったかという点を考慮しつつ考察したい(この点については、S. Collini, D. Winch, and J. Burrow, *That Noble Science of Politics*, Cambridge University Press, 1983 を筆頭に多くの研究があり、本報告でもそれらを参照しつつ議論する)。

ここでいう「組織化」とは、大雑把に言えば、個々の学問の範囲の明確化や内容の体系的整理などの「科学化」(分野によっては、この科学化は数学化という現象をとまっていた)、高等教育機関における教育研究体制の整備(講座の設置、カリキュラムの整備、標準的テキストの登場など)や専門学会の設立などの「制度化」をはじめとした、さまざまな側面から理解することのできる多面的な現象である。たとえば、モラル・フィロソフィーの一分野として18世紀後半にスコットランドで成立した経済学(political economy)は、19世紀になると、その展開の中心をイングランドに移し、急速に「組織化」されていくとともに、世紀終わりにはその名称として economics を選ぶようになっていたが、この長い過程の中で、市場社会(あるいは商業社会)についての体系的考察という広範な学問領域としての性格を徐々に弱め、より限定された、市場社会における財の分配法則や人間の行動原理などに関する「科学的」分析を志向するようになっていった。このような既存の学問の再定義とともに、新しい学問分野の提示もなされ、全体としてモラル・フィロソフィーという学問領域の「組織化」が進められていったのが、19世紀イギリスにおける傾向であった。

このような潮流の中で、従来モラル・フィロソフィーと呼ばれていた領域は、その呼称についても揺れをしめすようになり、モラル・サイエンス(moral science)、さらにはソーシャル・サイエンス(social science)へと、緩やかにではあるが、徐々に取って代わられていくようになった。しかし、モラル・フィロソフィーという名称が用いられなくなったわけではなく、それまでとは重なりあいつつも、より狭い領域を指し示すようになっており、モラル・フィロソフィーの「組織化」という傾向はこの面からもうかがうことができる。

このような19世紀イギリス(とりわけイングランド)におけるモラル・フィロソフィーの組織化を考える上で興味深いのは、しばしば看過されがちであるが、功利主義思想家の諸著作がこの時期のイングランドの高等教育機関においてしばしばテキストとして用いられるなどして広範な影響力をもっていたという事実である。すなわち、急進派として支配層に対して厳しい批判を展開していた彼らの議論は高等教育機関を通じて支配層に受容されるとともに、知の組織化が進んだ19世紀イギリスにおいて、この潮流に相応しい「科学的」議論として急速に普及していったのである。本報告では、このことも念頭に置きながら、議論をおこなってきたい。

個人研究報告

国際関係研究における「二つの英国学派」とヒューム哲学

岸野浩一(関西学院大学)

現代の国際関係研究において、アメリカを中心とする「主流派」と比較され並び立つ国際関係の理論的系譜として、イギリスで発展した「英国学派」(the English School of International Relations Theory)が再注目されている。科学的・実証的アプローチを採る前者に対し、英国学派は哲学的・歴史的アプローチを重視する立場として定位され、同学派では、国際関係の社会的構造や国際秩序のありよう、そして国際社会の規範などをめぐって研究と議論が深められている。世界像の概念化などのために「哲学」を重んずる英国学派は、しかし、ブリテン全体の「イギリス哲学」の諸伝統に深く根ざして展開されてきたわけではない。枢要であるべきスコットランド啓蒙思想などへの省察を欠いていたことから、英国学派はその命名の端緒より、「イングランド」の学派に過ぎず、「ブリテン」の学派とは言い難いことが指摘されてきた。また、英国学派の代表的著作群が「経済」の要素を軽視してきたことは同学派の致命的欠陥であると批判されているが、この問題はスコットランド啓蒙への等閑視と関連している可能性がある。

国際関係における「政治と経済」の相互作用を分析する国際政治経済学(International Political Economy)の領域においても、現在、主流派たる「米国学派」(アメリカ学派、American School of IPE)とそれに対抗する非主流派たる「英国学派」(ブリティッシュ学派、British School of IPE)との区分や相違が議論されている。国際政治経済学における英国学派(BS of IPE)は、国際関係理論の英国学派(ES of IRT)との方法・研究アプローチ上の類似のほか、ヒュームやスミスらを含む古典的な政治経済学の伝統を汲む立場として評価されている。したがって、国際関係理論(IRT)と国際政治経済学(IPE)における「二つの英国学派」を対照させ、両者に共通した理論的基礎をなすイギリスの哲学や思想を検討することは、国際関係理論の英国学派の諸問題を克服して再構築することに資しうるだけでなく、国際関係研究ないし「世界像の探究」におけるイギリス哲学の位置と意義を再考することに繋がりえよう。

本報告では、「二つの英国学派」の双方で近年とくに重要視されているデイヴィッド・ヒュームの哲学を主題として、以上の検討を行う。国際関係理論の英国学派では、『イングランド史』や『人間本性論』などに見出されるヒュームの歴史哲学から、主流派が採用する実証主義とは異なる、同学派が依拠する「経験主義」のあり方が2010年前後頃より考察されており、ヒュームの歴史論や因果論をどのように理解するかが方法論的な論議の焦点となりつつある。国際政治経済学のブリティッシュ学派においても、アメリカ学派に見られるナイーブな実証主義と対抗しうる、「懐疑的・批判的経験主義」を理論的基礎に位置付けるべく、ドゥルーズを経由してヒュームの『人間知性探究』における認識論および知識論が参照されている。両者はいずれも、「経験主義」を理論的・方法論的基礎として据えるべきであるとして、その経験主義とは何かを明らかにするためにヒュームを解釈・重用しているが、ここでの諸解釈については以下の諸論点が問われよう。第一は、ヒューム哲学解釈もしくはそのヴァリエーションとしての妥当性であり、第二に、そのヒューム解釈が含意する「二つの英国学派」の統合化への貢献性、そして第三に、同解釈がヒューム哲学の射程を拡げることの有望性が挙げられる。

以上の三つの論点をヒュームの主要テキストに即して検証し、「二つの英国学派」に共通する理論的基礎としてのヒューム哲学の有効性と限界性および展望を議論する。

個人研究報告

ヒュームの関係理論再考

—関係の印象は可能か—

豊川祥隆(京都大学・院)

ヒュームは、『人間本性論』第一巻第一部第五章において、対象ないし知覚の間に成立する「関係」について述べる。関係は、様相や実体と同様に複合的な観念であり(Cf. T.1.1.4.7)、諸対象の「比較の特定の主題」(T.1.1.5.1)である。そして多くの場合、関係は「理性(reason)」によって発見、把握されるものと考えられている(Cf. T.3.1.1.18f.)。関係についてのこのような考え方は、『人間本性論』の他の箇所だけでなく、『人間知性研究』や『道徳原理研究』にも引き継がれており、ヒューム哲学に通底するものである。また、関係の観念は、ヒューム哲学のなかで中心的な役割を担っている。例えば、因果性や道徳を論じるにあたり、ヒュームはしばしば対象や知覚の間関係に着目し、因果関係や道徳的関係の本質について考察を行う。また、ヒューム哲学の枠組みで、知覚として現れない「隠れた原因」や「外的物質」に言及する権限が問われる際、関係の観念を持ち出すことで、その正当化をはかる解釈的な試みが、現代では行われてきている。このように関係の観念は、ヒューム哲学において、多様かつ重要な機能を果たしている。

しかし、以上のような重要性にもかかわらず、ヒューム自身による関係に関する主張や、それについての従来の研究、解釈は、不十分であるように思われる。「観念」という肩書きが与えられることで、関係はヒューム哲学の認識論に組み込まれる。しかしそれだけでは、関係の把握がどのようにして行われるかについて、適切に説明されたとはいえない。その理由の一つは、「関係の観念を生み出すような印象」への着目の欠如である。「初めて現れるすべての単純観念は、それに対応し、それらが正確に表象するところの単純観念から生じる」(T.1.1.1.7)というコピー原理(Copy Principle)を根拠として、本来はそのような印象の存在についての考察が行われるべきである。しかし、従来の論者、そしてヒューム自身でさえも、この原理と関係観念の折り合いについて、十分に検討してこなかったように思われる。

そこで論者は、「関係の印象は存在しうるか、存在するとすればどのようなものか」という問いを提起することで、ヒュームの関係理論を解明する一つの足がかりを与える。しかし、この問いに肯定的に答えるにせよ、否定的に答えるにせよ、解釈的な困難が生じる。ヒュームはテキスト全体を通じて、関係の印象が存在すると明言してはいないが、仮にヒュームにしたがって関係の印象がないと考えたと、先述のコピー原理の反例を作ることになってしまう。他方、関係の印象の存在を認めるとすると、「印象」の性質を共有することから、感覚や情念の知覚といった単純な作用と、関係の把握という複雑な作用を、同じ次元で取り扱う危険を伴うことになる。論者は、テキスト全体に現れる関係の観念のさまざまな性質を考慮しつつ、またヒューム哲学における「観念」概念の用法についての従来の研究を参照しながら、関係の印象や観念について可能的な性質を提示する。そしてその結果をもとに、論者は、コピー原理に一定の緩和を求めることを条件として、提起した問題について「関係の印象は存在する」と肯定的な答えを与えたい。

ヒュームと道徳的信念

— 認知主義的解釈の確立に向けて —

吉岡悠平(東京大学・院)

近年、ヒューム研究者のあいだでは、ヒュームは道徳判断についての認知主義者であったと考える傾向が強まっており、関連する多くの論文や著作が出版されている。ヒュームを認知主義者として解釈するということは、簡単に言いかえると、ヒュームの議論から「われわれは(現代的な意味での)道徳的信念をもつことができる」という主張と、「道徳的信念は真理値をもつ」という主張を読み取ることである。こうした解釈の方向性が正しければ、ヒュームは非認知主義者の先駆けであるという一般的理解は覆され、道徳哲学の歴史が書き換えられることになるだろう。それゆえこのような試みは、専門的な研究者のみならず、道徳哲学に関心をもつ多くの哲学者にとって興味深いものであると思われる。

しかし、ヒュームを認知主義的に解釈する作業にはいくつかの困難が存在する。第一に、理論上の困難として、認知主義と道徳感情説は相性がよくないことがあげられる。伝統的にヒュームは非認知主義者であると考えられてきたように、道徳感情説は非認知主義の一種として理解したほうが自然だと言えるだろう。よって、ヒュームに対する認知主義的な解釈は、はじめからある種の不自然さを抱えているのである。第二に、研究上の困難として、関連する主題がヒューム哲学の全体にわたっていることがあげられる。ヒュームは、信念や真理値といった概念を主に認識論で考察している。さらに、ヒュームにおける道徳判断は、共感や一般的観点などのヒュームに独特な道徳的概念とも深く関係しているため、情念論や徳に関する議論も十分に考察しなければならない。それゆえ、ヒュームに対する認知主義的な解釈を提示するためには、これらの困難を乗り越える必要がある。

このような困難の存在もあって、ヒュームに対する認知主義的な解釈は、議論のたたき台となるような標準的解釈すら確立できていないのが現状である。また、近年議論が活発になってきているとはいえ、先行研究の多くが2000年以降のものであるため、ヒューム研究の他分野に比べて研究の蓄積も少ない。それゆえ、先述の困難を乗り越えて、ヒュームを独自の仕方でも認知主義的に解釈するためには、ヒューム哲学を包括的かつラディカルにとらえなおしていくという姿勢が必要となるだろう。

以上のような研究情勢を背景に、本報告は、ヒュームに対する独自の認知主義的な解釈を提示するための第一歩として、「われわれは道徳的信念をもつことができる」とヒュームは考えていたかという問題に的を絞り、これに肯定的な答えを与えることを目標とする。より具体的には、ヒュームの認識論や情念論の議論も踏まえつつ、(1)ヒュームにおける道徳的信念はどのようなプロセスで獲得され、どのような内容をもつか、(2)道徳的信念をもつことができるということと、共感や一般的観点などのヒュームに独特な道徳的概念とをいかに整合的に説明しうるか、という二つの観点から考察を広げていきたい。

本報告の議論の流れは以下のようになる予定である。まず、ヒュームの情念論を踏まえながら道徳感情のいだから方を検討し、道徳感情をともなう道徳判断の対象が、かなり限定されたものであることを確認する。その上で、道徳感情をともなわない道徳判断がヒュームの体系の中に存在し、それらが現代的な意味での道徳的信念に相当することを示す。次に、認識論におけるヒューム独特の信念の定義に注意しながら、われわれが道徳的信念を獲得していくプロセスを考察する。最後に、道徳的信念と、道徳感情をともなう道徳判断との関係を、共感や一般的観点に注目しながら明らかにする。以上の議論から、本報告では扱わない「道徳的信念は真理値をもつ」という主張に関する解釈上の問題についても、ある程度の見通しを述べることができるだろう。

個人研究報告

ジョン・ヒックと新ウィトゲンシュタイン派の哲学者たち

—信頼性主義と実在論—

橋田直樹 (ノッティンガム大学・院)

本報告では、ジョン・ヒックと新ウィトゲンシュタイン派の哲学者たち（ピーター・ウィンチ、D・Z・フィリップス、ジョージ・リンドベック）を比較することによって、両者の哲学的前提を明らかにする。

宗教の多様性の哲学という分野では、ヒックの理論が批判されることがしばしばある。例えば、ガヴィン・デコスタの『諸宗教の出会いと三位一体』（2000）によると、ヒックは宗教に関する一般的な理論（second-order theory）を作ろうとしているが、そのような一般的な理論はそもそも作ることが出来ない。このような一般的な理論に対する批判は、新ウィトゲンシュタイン派の哲学者たちに共通したものであり、その哲学的立場を整合性主義（coherentism）とまとめることが出来る。整合性主義によれば、宗教というのは必ずその文化的、言語的な文脈に従ったシステムとして作られている。そして、文化的、言語的な文脈はそれぞれ異なった整合性にもとづいているので、多様な文脈を無視して宗教一般に関する理論を作ろうとしても、それはそもそも無理な話だ、ということになる。このような整合性主義は、ウィンチの『社会科学の理念』（1958）や『倫理と行為』（1972）、フィリップスの『祈りの概念』（1965）や『信念、変化、生活形式』（1986）、リンドベックの『教理の本質』（1984）に共通している。

しかしながら、整合性主義からの批判は、ヒックの理論を基礎付け主義（foundationalism）として解釈している点で間違っている。そうではなく、ヒックの理論は信頼性主義（reliabilism）として解釈しなければならない。基礎付け主義にしたがった解釈によると、一方には、具体的な諸宗教があり、もう一方には、具体的な諸宗教からある基準を取り出すことによって作られた抽象的な理論がある。前者の具体的な諸宗教は、後者の抽象的な理論によって基礎付けられることによって始めて意味を持つことが出来る。このように考えると、宗教に関する一般的な理論は、実はある宗教にだけ当てはまる特異な基準というものを誤って他の諸宗教にも適用してしまった、間違った理論だという批判が当てはまる。

それに対して、信頼性主義にしたがった解釈によると、一方で、具体的な諸宗教は文化的、言語的な文脈に従った多様なシステムとして理解され、もう一方で、それらの多様なシステムは全体としてみると実は相互にバランスを取り合っており、長い歴史によって培われた伝統や習慣によって互いに影響を及ぼし合っているものとしてみることが出来る。つまり、信頼性主義は、整合性主義を前提にしたうえで、整合性だけでは説明ができない全体的なバランスや歴史的な蓄積を付け加えたものとして理解することが出来る。

具体的には、ヒックの信頼性主義は、『信仰と知識』（1967）における存在論や形而上学についての議論、そして『宗教についての一つの解釈』（1989）における実在論やコスモロジーについての議論にあらわれている。それらの議論に共通しているのは、ヒックはウィトゲンシュタインの言語論を受け入れた上で、言語論によって保障される多様な立場を全体的な立場から統一する観点を提出しているという点である。全体的な立場は、『信仰と知識』においては、存在論、形而上学といった概念で、『宗教についての一つの解釈』においては、実在論、コスモロジーといった概念で説明されている。どちらの場合も、ヒックは、言語的なレベルと実在的なレベルを、互いに矛盾するが、それにもかかわらず矛盾を自己解決し続ける全体性として説明している。そのような言語と実在のあいだの矛盾する二面性は、基礎付け主義では説明が出来ず、信頼性主義として解釈しなければならない。

個人研究報告

古来の国制と征服の文明史

—バーク『イングランド史略』と歴史叙述の系譜—

佐藤空(東京大学)

バークの初期の著作『イングランド史略』は比較的最近まで研究されてこなかった作品の一つである。しかし、近年では徐々に研究成果が蓄積されつつある。1960年にJ.G.A. Pocockはバークと古来の国制論に関する論文の中で、政界に登場する以前のバークがすでに古来の国制論の系譜を認識していたことを指摘した。さらに1963年に刊行されたC.P. Courtneyの研究では、『史略』はモンテスキュー的な歴史分析の手法(すなわち、社会変化の一般的原因の強調)が導入されたイギリスにおける初めての歴史書であると主張され、この指摘は今日まで支持されている。R.J. Smithによれば、『史略』は「進化的ウィッグ主義」を表明したものであり、神意の歴史という古いアングリカンの伝統を継承していた。さらに、スミスは『史略』と『フランス革命についての省察』における歴史叙述の相違を指摘した。すなわち、『史略』では、マグナ・カルタがサクソン法の再現であることを否定されたが、『省察』においてはそれが含意されているというのである。これは初期と後期のバークのイングランド史観の間に不連続性が存在することを指摘した解釈と言えるが、このような見解は研究者の間で必ずしも一致した解釈ではない。『史略』が執筆された経緯とその思想的特徴を解説した先駆的な研究としては、McLoughlin(1990)があるが、この中では、バークは『史略』の中ですでにウィッグ的なイングランド史観を展開しており、ボリングブルックらと同様に、イングランド人の古代以来の自由への闘争をいう観点を打ち出していたとされる。また、『史略』においては、後期の著作と同様に、現在の社会制度が歴史の中で徐々に形成されるというバーク思想に特有の見解がすでにはっきりと表れているとも主張された。さらに、ローマ期からマグナ・カルタの成立に至るまでのイングランド史が外部民族からの侵略の歴史である点を強調した点が『史略』の特徴であることが近年、複数の研究者によって指摘されている。

このような近年の研究成果によって、『史略』についての理解が格段に進んだことは言うまでもないが、依然として『史略』がバーク研究及び十八世紀の思想史研究において持ち得る意味の全般的な解明には至っていない。その理由の一つは、上記のような研究蓄積にも関わらず、『史略』のブリテンのイングランド史叙述における位置づけが依然として確定されていないことにある。McLoughlinやF.P. Lockの研究は、『史略』と18世紀のイングランド史叙述との比較を試みているが、それ自体、包括的な分析でない上に、バークが読解して参考にしたであろう18世紀以前のイングランド史叙述との関係が明確にされていない。さらに、これまでの先行研究においては『史略』と『省察』等バークの後期の著作との思想的関係についても十分な分析がなされておらず、このことが『史略』を十分に理解することを妨げている。すでに述べたように、初期と後期のバークのイングランド史観について、一貫性を想定する研究と、不連続性を指摘する研究とが存在し、解釈が一致していない現状があり、この点をより明確にする必要がある。

以上のような、研究状況を踏まえた上で、本報告は、古来の国制論と生活様式論および征服に関する『史略』の議論に焦点を当てながら、『史略』を18世紀後半までのイングランド史叙述の系譜の中に位置づけ、さらに後期バークの思想との関係を明らかにすることを試みる。このような作業を通じて、『史略』に内包される思想的特徴がより明確になるであろう。

個人研究報告

ロックとバークリ

— impulse principle の評価をめぐって—

青木滋之(会津大学)

ロックの『人間知性論(1690)』は、イギリス経験論の嚆矢を放った記念碑的著作であるだけでなく、現代における哲学と科学との関係をめぐる諸議論にも、興味深い示唆を与えうる著作である。というのも、ロックが『人間知性論』を完成させるまでのキャリアそのものが、当代の自然哲学者との共同作業や現場助手を重要な契機として含んでいたものであり(青木 2005, 2008, 2013; Aoki 2008 など)で詳述した)、その結果ロックは、『人間知性論』冒頭の「読者への手紙」において、ボイル、シドナム、ニュートンといった大建築家の「下働き(Under-Labourer)」を標榜することになったからである。

本発表では、ロックの「下働き」の仕事として研究者がこれまで集中的に論じてきた、一次性質と二次性質(Primary Quality / Secondary Quality)の区別を取り上げたい。20世紀半ばまでの哲学史の教えるところによると、ロックは PQ/SQ の区別を「知覚の相対性」から基礎付けようとしたが、バークリに難なく論駁され、それ以来時代遅れのものとなった(Russell 1946/1961)。しかし、1960-70年代に入り、ロックと彼に先行する自然哲学者、とりわけボイルとの関係が取り上げられるにつれ、ロックの PQ/SQ の区別を論じるにあたっては、ボイルが必ず言うてよいほど取り上げられるようになる(Mandelbaum 1964, Aaron 1971, Curley 1972, Alexander 1974/1985; Mackie 1976, Laudan 1967/77 など)。例えば、代表的な論者である Alexander は、ロックは PQ/SQ の区別を確立しよう(establish)としたのではなく、ただボイルから受け入れた(accept)のだと主張する。これにより、バークリの批判は的外れとなる、といったトーンの論調が支配的となったのも、この時期である。

しかし、ボイルの粒子説に依拠した PQ/SQ の区別の議論は、以下の互いに関連する 2 つの問いを生じさせる。(1) ロックは本当に、ボイルから PQ/SQ の区別を受け入れた(accept)に過ぎないのか。ロックによる独自の思索や、認識論的な考察はなかったのか。(2) ロックの PQ/SQ の区別の議論が、主に粒子説の説明力に依拠するものであった場合、バークリの非物質主義からの批判は、本当に「的外れ」と言えるものになるのか。(2)については、1980年代を中心に、ボイルを援用してロックを救おうとする試みに対し、主にバークリの研究者から再批判が提出されているが(Stroud 1980, Wilson 1982, Davidson & Hornstein 1984, Nadlar 1990 など)、近年では全く別の文脈から、(1)が盛んに論じられている。それは、1990年代辺りから精力的に行われるようになった、ロックの手稿研究の綿密な成果に基づいた、impulse principle を重視する PQ/SQ の区別の理解である(Walmsley 2003, Allen 2008, Hill 2009 など)。

本発表では、(1) impulse principle をロックに帰することの妥当性を検討し、(2)それがバークリのロック批判に対してどのような帰結をもたらすのかを、考察したい。こうした作業は、「認識論による科学の基礎付け」といったクリシェに対し、史実実証によって内実を与えるのと同時に、科学時代に生きる我々の哲学を考える上でも、興味深い題材を提供してくれるだろう。

個人研究報告

アンドルー・カーネギーと環大西洋における「アングロ・サクソン」統合のヴィジョン

井上弘貴(神戸大学)

少年期にスコットランドからアメリカ合衆国に移住し、実業家として莫大な財を築いたアンドルー・カーネギー(Andrew Carnegie, 1835-1919)は、フィランソロピストとしても今日においてひろくその名を記憶されているが、かれはまた『富の福音』(1889年)以外にも少なからざる著作を遺した、その意味においてひとりの知識人でもあった。

たとえばそうしたかれの著作のひとつ、『凱旋する民主主義(Triumphant Democracy)』(1886年)においてカーネギーは、都市、教育、宗教、農工業、文学といった多岐にわたる分野の考察をつうじて、君主制の英国にたいする、共和制の合衆国ならびにそのもとでのデモクラシーの優位を描くことで、知遇を得た、同郷のルーツを有するグラッドストーンのような自由党の政治家たちに、採用すべき改革の方向性を指し示そうと試みた。ただし、この『凱旋する民主主義』の分析を中心にすえたエイブラハム・S・アイゼンシュタットの近年の研究〔Abraham S. Eisenstadt, *Carnegie's Model Republic: Triumphant Democracy and the British-American Relationship* (Albany: State University of New York Press, 2007).〕が綿密に当時の反響を考察しているように、この著作は合衆国の多くの読者からは好意的に受け入れられた一方、英国ではカーネギーの考察が依拠している前提や、かれの価値判断に少なからざる批判が寄せられた。

『凱旋する民主主義』が刊行されたのはシカゴでヘイマーケット事件が起きた年であり、さらに1892年には、ホームステッド労働争議にカーネギー自身が経営者として直面することになった。この争議は、1894年のブルマン・ストライキとならんで、合衆国もまた深刻な階級対立を今や抱えるに至っていることを明らかにしただけでなく、自らが祝福したデモクラシーの亀裂を——自社製鉄所の労働者の弾圧によって——自らの手でさらに広げたという点で、カーネギーにとってはきわめて皮肉な事件だった。このような歴史の推移に依拠すれば、カーネギーが『凱旋する民主主義』で展開した楽観的な議論を批判すること、ないしは、この著作をカーネギーの個人的経歴のなかで自己矛盾を抱えた書物として位置づけることは、今日においてそれほど難しいことではない。

ただし、カーネギーは『凱旋する民主主義』のなかでただ単に英国を貶め、合衆国を祝福しているわけではなく、英国と合衆国との共通性、とくに英国と合衆国との「人種」的および文化的連続性に多くかつ肯定的に言及している点に焦点を合わせるなら、かれのこの著作が長期的にはもうひとつの意図、いわゆる「アングロ・サクソン同盟」をも視野に入れて構想されていることに即座に気がつくことができる。

本報告は、『凱旋する民主主義』におけるカーネギーのアメリカン・デモクラシー礼賛から出発しつつ、「アングロ・サクソン同盟」にかんするかれの個々の論考も併せて検討することによって、かれが構想した環大西洋における「アングロ・サクソン」統合のヴィジョンを明らかにすることを目指す。この報告に際しては、1898年にロンドンでジェイムズ・ブライスらによって結成されたアングロ・アメリカ連盟(Anglo-American League)、あるいは英国と合衆国の双方において「アングロ・サクソン同盟」を構想した同時代の他の知識人たち——チャールズ・ウォルドスタイン(Charles Waldstein)、ウィリアム・T・ステッド(William T. Stead)、ジョン・R・ドス・パソス(John R. Dos Passos)ら——についても言及し、カーネギーの構想を立体的に把握するように努める予定である。以上に予定する報告内容によって、ひとりの知識人としてはいささか忘れられた存在となっているアンドルー・カーネギーを、近年において研究の進展が著しい国際関係思想史ないしは国際政治思想史のなかにあらためて位置づけることが、本報告の最終的な目標である。

個人研究報告

19世紀末イギリスの進化社会理論における〈機会の平等〉概念の展開
—ベンジャミン・キッドの社会進化論とA・R・ウォレスの社会主義における位置づけ—

藤田祐(釧路公立大学)

1894年に出版されたベンジャミン・キッド『社会進化』は、英米両国でかなり売れて話題になり、キッドの社会進化論をめぐって議論が巻き起こった。同時代の知識人による書評もかなり書かれ、そのうち科学誌『Nature』に書評を寄せたのが、ダーウィンとともに自然選択説を発表し、当時ネオ・ダーウィニズムの中心的な理論家となっていたアルフレッド・ラッセル・ウォレスであった。

『社会進化』では、社会の進化が生存競争と自然選択というダーウィンの進化メカニズムを通じて〈社会の効率性〉が高まることだと考えられている。社会進化の過程を推し進めるのは利他性という人間の道徳性が発展することであり、利他性の発達には宗教が大きな役割を果たしていると考えられる。利他性が高まることで各個人が自分個人の利益よりも社会有機体の利益を優先するようになり、〈社会の効率性〉が高まるのである。また、人間の道徳性が高まることで各個人が平等に扱われるようになり、〈機会の平等〉が実現していく。社会進化の過程は利他性に基づいて〈機会の平等〉が実現していく民主化の過程とも捉えられ、〈機会の平等〉が実現してますます多くの人々が競争に参加することで、ますます〈社会の効率性〉が高まると考えられている。

ウォレスは『Nature』に掲載された『社会進化』に対する書評で、現在のヨーロッパ文明社会では土地所有が不平等である限り〈機会の平等〉は実現しえないと主張している。〈機会の平等〉を実現するためには、不平等の根本原因である大土地所有制度を変革し土地国有化を実現しなければならないのである。ウォレスは1880年代前半から土地国有化運動を主導し、1890年前後には進化理論に基づく独自の社会主義を唱道していた。1890年代を通じてウォレスは自らの社会主義に〈機会の平等〉概念を位置づけ、1900年に発表された論文「真の個人主義」では自らの社会主義で実現すべき中心理念に据える。

しかし、キッドの社会進化理論とウォレスの社会主義では〈機会の平等〉の位置づけとコンテキストが異なる。キッドが〈機会の平等〉を社会進化が志向する目的と捉えずに実現してきていると考えたのに対して、ウォレスは〈機会の平等〉をさらなる社会進化の前提条件と考え、大土地所有制度を変革し土地国有化を実現しなければ〈機会の不平等〉は解消されないと主張した。また、〈機会の平等〉概念の位置づけに関連して、キッドの社会進化論とウォレスの社会主義におけるスペンサー批判のコンテキストも異なる。キッドは〈機会の平等〉を実現し〈社会の効率性〉を高める利他性の発展について、スペンサーが利己性と利他性が社会進化の過程を通じて調和していくという理論を展開している点を批判する。キッドの理論においては、利己性も利他性と同様に進化過程を通じて発展してきたのであり、利己性を抑制するのに宗教という別の要素が要請されるのである。一方、ウォレスは自らの〈機会の平等〉という理念が進化社会理論に基づくスペンサーの正義論と異なる点を問題にする。ウォレスが〈機会の平等〉を実現する前提条件と考えた土地国有化を批判し地主の財産権を擁護したスペンサーに対して、ウォレスは〈機会の平等〉こそ根本的な社会正義であると考えて自らの社会主義における中心理念に据えたのである。

本報告では、19世紀末イギリスにおける進化社会理論の展開というコンテキストで、キッドの社会進化論とウォレスの社会主義における〈機会の平等〉概念の位置づけを分析する。

G. E. ムアの倫理学における分析的方法とメタ倫理学

寺中平治(聖心女子大学名誉教授)

G.E.ムア(1873-1958)の『倫理学原理 *Principia Ethica*』(1903)は、20世紀を代表する倫理学上の古典とされている。そこでは分析的方法が採られ、同書に見られる「善は定義できない」という主張は、ある意味では哲学や倫理学の世界に旋風を巻き起こした。

ムアは、倫理学において最も基本的で最初に解決しておかなければならない問題は「善(good、善い)とは何であるか」という。この問いをムアは「善はいかに定義できるか」という定義の問題として捉え、そして定義できないとする。この定義というところで分析的方法が用いられる。分析(analysis)とは文字通りものを分けることであるが、ムアによれば、複合的なものについては分析が可能であり、したがって定義ができる。たとえば馬ということばによって指示されている複合的なものである「馬」の定義は、「四つの足、一つの頭、一つの心臓、一つの肝臓等を持ち、これらの諸部分が互いに一定の仕方では配列されていること」になる。しかし善については、このような観念分析あるいは概念分析はできないところから、善は定義できず、「善は善である」としかいえないことになる。したがってたとえば快樂主義や功利主義のように善を快樂のような自然的なものとして捉え、「善は快樂である」とすることは誤りとなる。これが有名な自然主義の誤謬(naturalistic fallacy)の指摘で、この主張は大きな反響をよび起こした。ムアがここで直接問題としているのは、たとえば「善」を「快樂」で定義した場合、本当に快樂は唯一の善なのか、つまり善は快樂ですべて尽くされているのかという問いが立てられることである。これは、そのような定義の真理性、完結性に対してさらに問いが立てられること、つまり「未決の間(open-question)」の問題へとつながっていく。なおムアは自然主義の誤謬で、善は自然的なものだけでなく、形而上的なものからも導けないとしており、したがって自然主義の誤謬という呼び方は不十分であり、このことはムア自身認めている。いずれにしても善は「快樂」、「欲せられているもの」、「超感覚的形而上学的實在」等の善以外のものによっては定義できない独特な性質となり、したがって「善は善である」としかいえないことになる。しかしここで、善は善としかいえないが、善という倫理的価値が存在することは含意されており、ムアは価値實在論の立場に立つといえる。

次いでそのような単純で定義できない「善」はどのようにして認識されるのかという、認識論上の問題が起こる。善は分析的定義ができないことから、善は単純で独特な性質とされ、それは直観(intuition)によって自明なものとして捉えられるとされる。しかし直観といわれると、ある意味ではそこで議論は終わってしまう感じがする。そのため当時からいろいろと批判があったようである。しかしこのような直接捉えられるものに行き着くのは、分析的方法を採った場合、必然的な結果となる。なおこの善についての直観的立場は、直接教えを受けた H. シジウィックの直観主義の立場から影響を受けていることはまちがいないが、このことは必ずしもムアがシジウィックの直観主義と同じ立場に立つことを意味するものではない。なおその後、H.A. プリチャードや W.D. ロスが、直観、直観主義に関する新たな理論を展開した。

以上述べたようなムアの『倫理学原理』における議論は、メタ倫理学(meta-ethics)といわれるもので、それまでの倫理学の主流であった規範倫理学(normative ethics)に対して倫理学研究の新しい方向を示し、20世紀倫理学の大きな潮流となった。

本報告では、ムアの分析倫理学における分析的方法、自然主義の誤謬および直観の問題について、ムア以後の研究動向を含めて報告する。

A. J. エアと20世紀後半の倫理学の展開

—『言語・真理・論理』から『自由と道徳』へ—

岡本慎平(広島大学・院)

A・J・エアの名を最も世界に知らしめた著作といえば、1936年に公刊された『言語・真理・論理』だろう。ウィーン仕込みの過激な経験論を平易な文章で叙述したこの著作は、オックスブリッジの人々に大きな衝撃を与え、これによりエアはイギリスにおける「論理実証主義のスポークスマン」とみなされた。この著作の目論見は大いに成功した。しかしその大成功と引き換えに、『言語・真理・論理』さえ読めば彼の哲学の浅薄さと伝統的な哲学への無理解が容易に見て取れるという蔑視も根強く残った。もちろん、それは倫理学においても同様である。この著作で展開された力強いが粗野な「情緒主義」は、確かにメタ倫理学を大いに盛り上げ、その後数十年にわたる非認知主義を牽引した。しかし通常、エアに対する教科書的な扱いはこれで終わりである。スティーヴンソンやヘアらの議論を喚起した先導役としては評価されるものの、彼の立場はあまりに素朴であり、現在では使い物にならない議論であると戯画化されてきた。言い換えれば、エアの倫理学は『言語・真理・論理』にのみ依拠して語られ、あたかも彼の理論はその時点で既に完成されたものであるかのようにみなされてきたのである。

だが、二十世紀における哲学という営みを「歴史」として総体的に受け止めようとする試みが現れ始めた現在、こうした扱いは不十分に過ぎるだろう。エアが『言語・真理・論理』を公刊したのは弱冠26歳の時分だが、彼は1989年に78歳で没するまで、常に現役の哲学者として最前線で活躍し続けた。そして彼は、師として仰いだバートランド・ラッセルと同様に、自説の誤りの指摘を潔く受け止め、主張を刷新し続けた哲学者でもある。当然ながら、数多くの批判を浴びた『言語・真理・論理』での情緒主義についても、彼は当時の性急さを反省し、自説の改訂を続けていた。例えば彼は、1949年に「道徳的判断の分析」という論文を執筆した。この論文で彼は、『言語・真理・論理』での倫理学の扱いはあまりに「過剰な単純化」であったと言い、道徳とそれ以外の価値判断の差異についてより詳細な議論を展開した。例えば彼は1948年に「功利性の原理」という論文で規範理論としての行為功利主義を擁護し、自分がかつて唱えた情緒主義は、決して規範倫理学を否定するものではないと主張した。そして『言語・真理・論理』から約半世紀後の1984年に、彼はマクマスター大学での講演を元にして『自由と道徳』を刊行し、「自由意志」、「価値の客観性」、そして「功利主義」という自らが取り組んできた三つの問題群を、一つの倫理学体系として整理し、その全体像を示した。また彼は、自らの立場をロック、ヒューム、ベンサムといった歴史上の哲学者に重ね合わせることで、自分がイギリス哲学史の伝統の衣鉢を継ぐものであることを強調した。言い換えれば、エアの倫理学は、二十世紀の倫理学の発展と歩調を合わせながら、それ自体でも発展を遂げていったのである。本発表の目的は、こうしたエア自身の倫理学への関心の拡大と発展を二十世紀の倫理学の展開と重ね合わせることで、彼を「二十世紀の哲学の発展を体現した哲学者」として理解し、その再評価を呼びかけることである。

普遍的指令主義の帰趨とその意義

—R. M. ヘアと20世紀イギリスのメタ倫理学—

佐藤岳詩(熊本大学)

R.M.ヘア(1919 - 2002)は20世紀イギリスの倫理学の発展にもっとも大きな貢献をなした道德哲学者の一人であるとされる。彼は『道德の言語』(1952)、『自由と理性』(1963)などを通じて、普遍的指令主義といわれる独自のメタ倫理学上の立場を標榜した。彼の理論はエアらの情緒主義の流れを汲む非認知主義の一種としてS.ブラックバーン(1944 -)らに受け継がれ、以降のメタ倫理学の展開に大きな影響を与えることとなった。また、規範倫理学においても、彼は『道徳的に考えること』において、一種の功利主義的な議論を提案し、これもその後の倫理学研究の中で様々に論じられることとなった。

以上は倫理学史における一般的なヘア理解と言ってよいだろう。しかしながら、彼の立場の独自性や後世に与えた影響が具体的にはいったいどのようなものだったのかは、これまであまり論じられてこなかった。規範倫理的な側面で言えば、彼が終生批判し続けたJ.ロールズの正義論、あるいは彼の愛弟子の一人であるP.シンガーの動物解放論が、世界中の様々な場面で議論され、理解が深められてきたことと比較して、ヘア研究と言えるものはほとんど存在していない。また、メタ倫理的な側面についても、初学者への入門的なテキストとして定評があるA.ミラーの*Contemporary Metaethics: An Introduction 2nd edition* (2013)やA.フィッシャーの*Metaethics: An Introduction* (2011)などのメタ倫理学概説書において、A.エアの情緒主義、ブラックバーンの準実在論はそれぞれ独立した章を与えられているが、指令主義にはほとんど頁が割かれておらず、両者の間でヘアが果たした役割もほとんど触れられてはいない。

もちろん、そうした評価がなされるのは、ヘアの理論が現代の倫理学から見て、あるいは歴史的に見ても、結局のところ、さほどの重要性をもっていなかったからではないか、とも言われてしまうかもしれない。実際、『道德の言語』こそ当時のメタ倫理学界において、S.トゥールミンらの立場とともに、情緒主義を超える新たな理論と評価されたものの、1970年代にはすでに、彼の言語分析にこだわる手法は時代遅れと見なされる向きもあった。メタ倫理学の焦点が言語から存在論へ、そして道德心理学や認識論などへと多角化していく中で、ヘアはあくまで言語分析と普遍的指令主義というアイディアにこだわり続けた。エアが論理実証主義と情緒主義の失敗を認め、ブラックバーンも批判を受けるたびに立場を修正していったのに対し、ヘアは断固として自説を曲げなかった。その結果として、20世紀末から今世紀に至って、彼の理論は『道德の言語』から進歩のないものとして忘れ去られるか、乗り越えられたと見なされてきたように思われる。

本報告では以上のような状況を踏まえて、次のことを論じる。

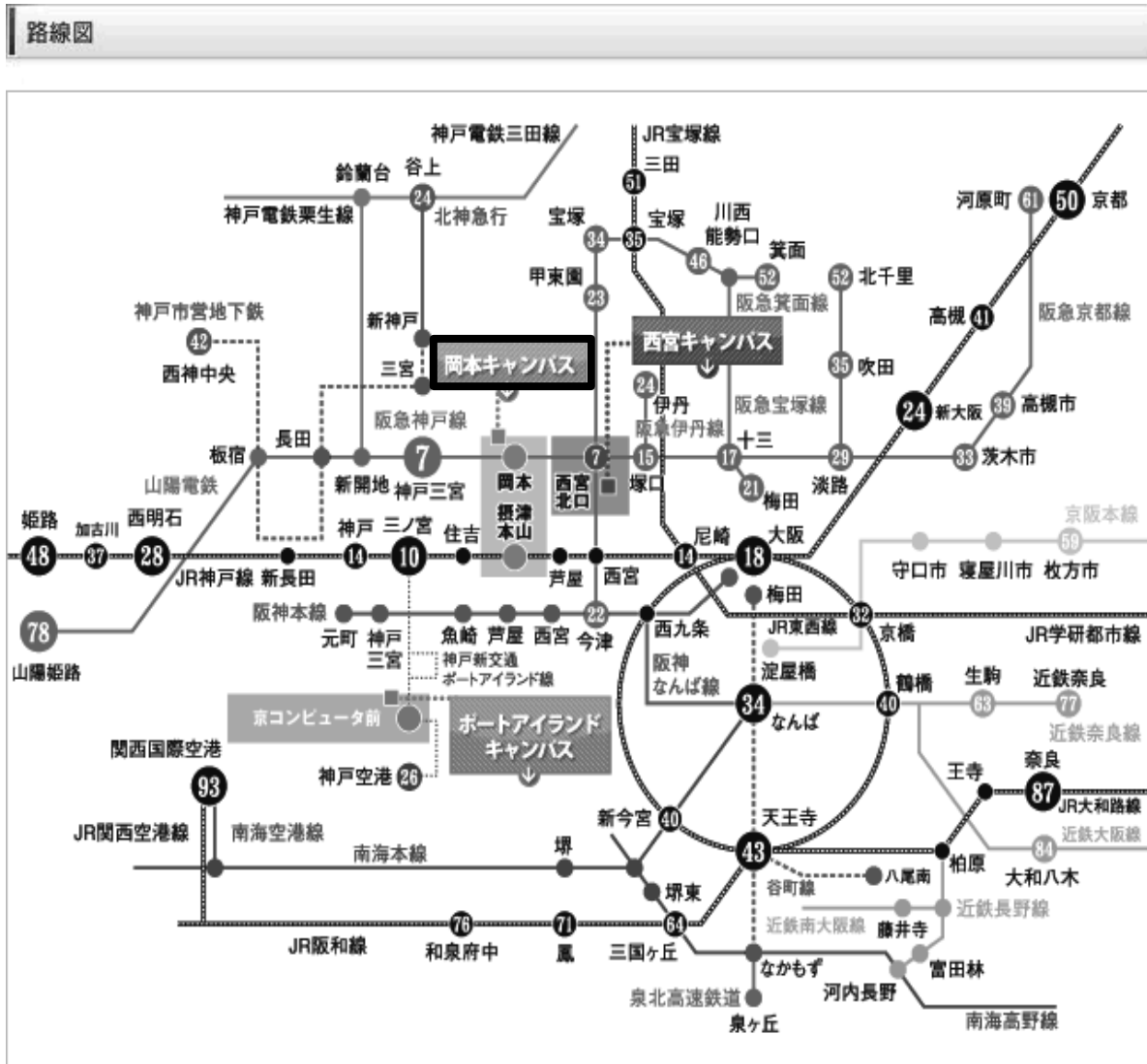
第一に、ヘアが自身のメタ倫理学観を率直に綴った最晩年の著作*Sorting Out Ethics* (1998)や論文集*Objective Prescriptions* (1999)、回顧録である“Philosophical Autobiography” (2002)などを中心に、『道德の言語』からスタートした彼の理論はどのようなもので、その終着点はどこにあったのか、世紀末の倫理を彼がどのように見ていたのかを確認する。

第二に、ヘアの息子である哲学者ジョン・ヘアが著した*God and Morality* (2007)、P.シンガーやC.テイラーらがヘアの死に際して寄稿したヘアの立場を総括する記述などを手掛かりに、今世紀から見た彼の理論の独自性と意義を論じ、普遍的指令主義がイギリスのメタ倫理学にもたらした功罪を示す。

そして最後に、ヘアにかかわる研究の現況や後続の様々なメタ倫理学理論の中でヘアの思想の影響の検討を行う。それらを通じて、ヘアは本当に乗り越えられたのか、それとも現在に至ってもなお、ヘアが生きた20世紀イギリスのメタ倫理学には論じられるべきものがあるのか、改めて問い直してみたい。

<会場のご案内>

■甲南大学「岡本キャンパス」へのアクセス



岡本キャンパス

■ 文学部 ■ 法学部 ■ 経済学部 ■ 経営学部 ■ 理工学部 ■ 知能情報学部

住所 〒658-8501
兵庫県神戸市東灘区岡本8-9-1

TEL 078-431-4341

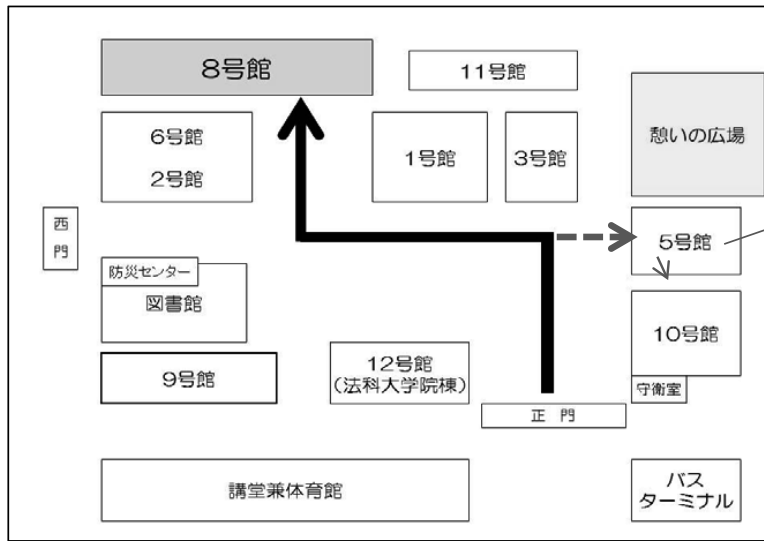
JR神戸線摂津本山駅から徒歩12分
阪急神戸線岡本駅から徒歩10分



※乗り換え時間は含みません

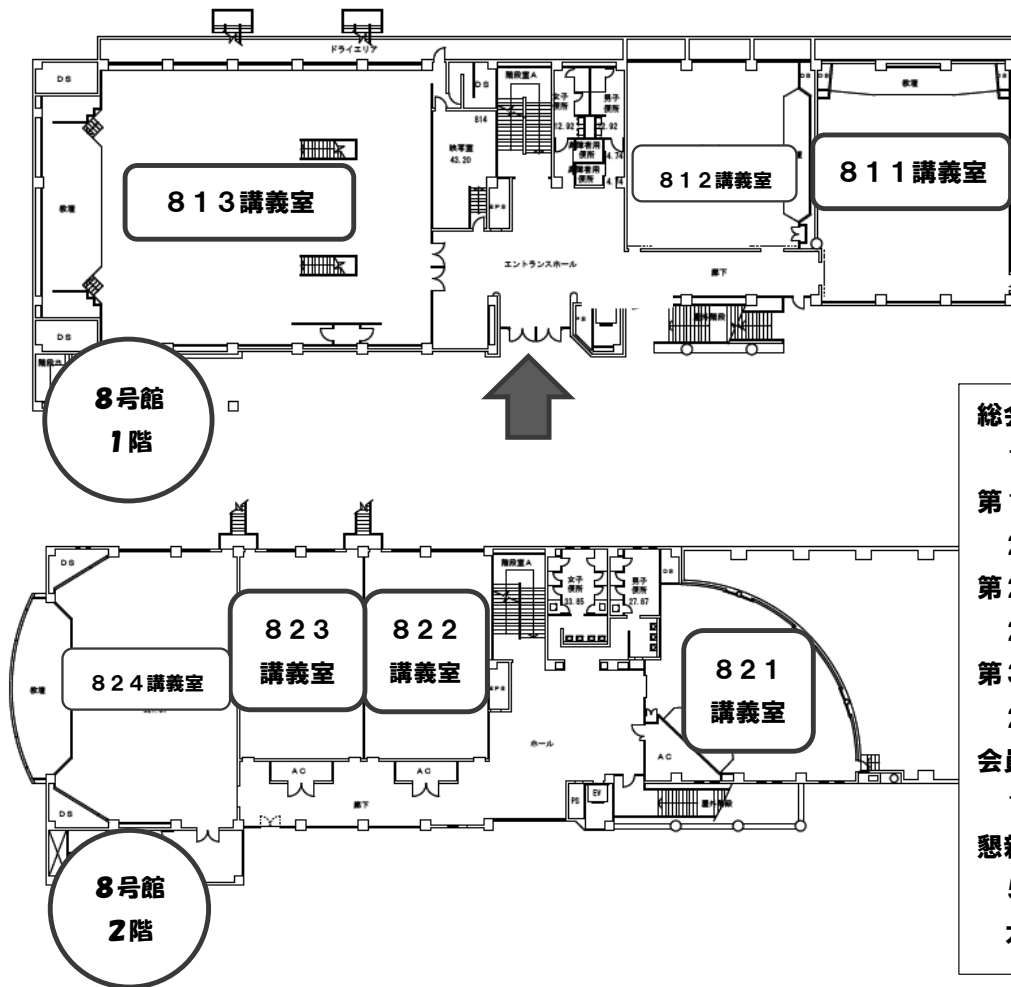


甲南大学岡本キャンパス 学内建物配置図



懇親会会場
5号館1階
カフェ・パンセ

<「8号館」教室配置図>



- 総会・シンポジウム
- 1階 813講義室
- 第1会場
- 2階 821講義室
- 第2会場
- 2階 822講義室
- 第3会場
- 2階 823講義室
- 会員控室
- 1階 811講義室
- 懇親会会場
- 5号館 1階
- カフェ・パンセ

会員の皆様へ
—大会参加にあたって—

1. 学会費

学会費未納分のある会員は同封の振替用紙にて郵便局でお振り込みください。未納分のある会員にのみ、振替用紙を同封しています（封筒の宛名ラベルの右下に 2014 年度分までの請求額が印字されています）。年会費は 6,000 円です。なお、大会会場での会費納入の受付は行いません。

2. 大会参加費

1,000 円を大会受付にてお支払ください。ただし、大学院生会員については参加費が免除されます。非会員の方には 2,000 円（大学院生 1,000 円）をお支払いいただきます。

3. 昼食

学内の生協食堂・売店は、3月28日土曜日は午後2時まで、営業しております。翌3月29日日曜日は、営業しておりません。JR 摂津本山駅・阪急岡本駅近辺には飲食店・パン屋などございますが、3月29日は「総会・研究大会出欠届」ハガキにてお弁当を御注文いただくことをお奨めいたします。下記の口座にお振り込みください。一食につき 1,000 円（飲み物つき）で承ります。

4. 懇親会

- ・会場：5号館1階カフェテリア“パンセ”
- ・日時：2015年3月28日（土）午後6時15分より
- ・「総会・研究大会出欠届」ハガキにてお申込みの上、懇親会費（一般会員 6,000 円、大学院生会員 4,000 円）を下記の口座にお振り込みください。多くの皆様のお越しをお待ちしております。

5. その他

- ・宿泊施設につきましては、各自でのご予約をお願いいたします。
- ・同封の「総会・研究大会出欠届」ハガキの早急な御返信、懇親会費、お弁当代のお振り込みに御協力をお願いいたします。
- ・開催校では、追加分も含めてコピーや印刷を一切承りません。ハンドアウト等をお配りの場合は、あらかじめ各自で御準備いただくか、JR 摂津本山駅改札口にあります、または同駅北側・阪急岡本駅南側の東西に走っている山手幹線沿いにあります（甲南大学方面）コンビニエンス・ストア（ファミリーマート、セブンイレブン、ローソン）などの御利用をお願いいたします。
- ・報告にあたってプロジェクターやコンピューター機器を御利用予定の場合は、事前に開催校事務局に御相談ください。

6. 会場校問い合わせ先（開催校事務局）

- ・〒658-8501 神戸市東灘区岡本 8-9-1 甲南大学法学部 安西敏三
電話：078-435-2431（直通）、FAX：078-435-2543（事務室）
メール：anbin@center.konan-u.ac.jp
- ・*大会当日は、開催校事務局携帯電話（090-5106-2958）にお問い合わせください。
- ・懇親会費、お弁当代振込口座
三井住友銀行 甲南支店 普通：4318215 アンザイ トシミツ